

～ 企業・事業者の皆様へ ～

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るお願いと
経営・雇用に関する支援制度のご案内

- 長崎県産業労働部 -

県の支援策に関するホームページ

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/c-chusho/>

国の支援策に関するホームページ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

県内企業・事業者の皆様におかれましては、感染症拡大防止にかかる下記事項について、ご配慮をお願いするとともに、経営・雇用等に関するご心配・ご相談については、県等に設けております相談窓口をご活用下さい。

1. 感染症拡大防止に係るお願い

従業員の方々に発熱等の風邪症状が見られる際に、休みやすい環境や制度の整備についてご配慮をお願いします。

感染リスクを減らす観点から、テレワークや時差出勤の積極的な活用をお願いします。

臨時休校中の子どもを持つ保護者である従業員の方々が休みを取りやすい環境や制度の整備についてご配慮をお願いします。

イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、開催の必要性を精査いただき、不要・不急なものについては、中止または延期も視野に入れた検討をお願いします。

2. 各種支援策のご案内

(1) 県の緊急資金繰り支援の実施

県においては、3月2日から、中小企業の経営環境の急激な悪化に対応するため、国のセーフティネット保証4号指定と連動し、県の制度資金で最も貸付条件が有利な「緊急資金繰り支援資金」の取扱を開始しております。

緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）の概要

- ・融資対象：知事が認める特別の事由（新型コロナウイルス感染症の影響）による経営環境の変化等により、経営の安定に支障が生じている中小企業者
- ・貸付条件：貸付限度額3,000万円（速やかに1億円に変更）
利率1.30%
保証料0.05～0.90%
セーフティネット保証4号：0.05%
セーフティネット保証5号：0.00%
危機関連保証の認定を受けた場合は、
貸付限度額2.8億円（別枠）保証料0.05%
- ・融資枠：10億円
- ・取扱期間：令和2年3月2日（月）から当分の間
- ・地域：県内全域
- ・取扱金融機関：商工中金、十八銀行、親和銀行などの
県内20金融機関の本支店
- ・その他：取扱金融機関のほか、県、信用保証協会、商工団体
で経営・資金繰りの相談に対応しております。
6ページに相談先の一覧を掲載しています。

(2) 日本政策金融公庫の資金繰り支援

日本政策金融公庫は、特別貸付制度を創設し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援を実施する予定にしておりますので、詳細は下記にお尋ねください。

連絡先：長崎支店（国民生活）095-824-3141
 " （中小企業）095-823-6191
 佐世保支店（国民生活）0956-22-9155

(3) 雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を国が助成するもの。

助成内容

助成率：(中小企業) 2 / 3 (大企業) 1 / 2

1人1日当たり8,330円が上限

支給限度日数：1年間で100日(3年間で150日)

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置】

休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用します。

特例の対象となる事業者：

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

特例の内容等：

雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象とします。

過去に支給したことがある事業主であっても、前回の支給期間から1年を経過していない場合も助成対象とします。

休業等計画届の事後提出を可能とします。

生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮します。

最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

その他、詳細については、長崎労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

【お問合せ先】長崎労働局 職業対策課

電話：095-801-0042

(4) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

国において、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等により影響を受ける労働者を支援するため、労働者を有給で休ませる企業に対する助成金が創設されました。具体的な申請日、申請先等については詳細が決まり次第、厚生労働省から改めて公表されます。

助成対象

下記の子どもの世話を保護者として行なうことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ・新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

助成内容

- ・令和2年2月27日から3月31日において、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10
1日1人当たり8,330円が上限

対象となる有給休暇の範囲

- ・半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い 対象となります
- ・労働者に対して支払う賃金の額 年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払う必要があります。

その他、詳細については、国の相談専用コールセンターにお尋ねください。

【お問合せ先】学校等休業助成金・支援金相談コールセンター
電話：0120-60-3999

(5) 時間外労働等改善助成金

国において、新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの新規導入や特別休暇の規程整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

【テレワークコース】

支給要件

令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

助成対象の取組 以下の取り組みを1つ以上実施し、その取り組みに要した費用

1	テレワーク用通信機器の導入・運用 (例)・Web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフト ・クラウドサービスの導入 <u>パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象外</u>	2	就業規則・労使協定等の作成・変更
		3	労務管理担当者に対する研修
		4	労働者に対する研修、周知・啓発
		5	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

支給額

補助率 1 / 2 1企業あたりの上限額 100万円

お問合せ先

テレワーク相談センター 0120-91-6479

【職場意識改善特例コース】

支給要件

令和2年2月17日～5月31日に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること

助成対象の取組 以下の取り組みを1つ以上実施し、その取り組みに要した費用

1	就業規則等の作成・変更	4	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング
2	労務管理担当者・労働者に対する研修	5	人材確保に向けた取り組み
3	労務管理用機器の導入・更新	6	労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新

支給額

補助率 3 / 4 1企業あたりの上限額 50万円

問合せ先 長崎労働局 雇用環境・均等室 095-801-0050

(6) 相談窓口の設置

経営や資金繰り等に関する相談窓口

相談窓口	電話番号等
長崎商工会議所	095-822-0111
佐世保商工会議所	0956-22-6121
島原商工会議所	0957-62-2101
諫早商工会議所	0957-22-3323
大村商工会議所	0957-53-4222
福江商工会議所	0959-72-3108
平戸商工会議所	0950-22-3131
松浦商工会議所	0956-72-2151
県商工会連合会及び各商工会	連合会：095-824-5413 または、最寄りの商工会
中小企業団体中央会	本 所：095-826-3201 佐世保支所：0956-23-1476
長崎県よろず支援拠点	095-828-1462
長崎県信用保証協会	本 所：095-822-9171 佐世保支所：0956-23-3295
日本政策金融公庫	長崎支店：095-824-3141 佐世保支店：0956-22-9155
県制度融資取扱金融機関	各金融機関の最寄りの各支店 ・銀行（十八、親和、長崎、佐賀、西日本シティ、福岡、北九州、肥後、三菱UFJ、みずほ、佐賀共栄、商工中金） ・信金（たちばな、九州ひぜん、伊万里） ・信組（福江、長崎三菱、長崎県医師、近畿産業、西海みずき）
長崎県（産業政策課）	095-895-2650 経営相談
長崎県（経営支援課）	095-895-2651 資金繰り相談

雇用調整助成金に関する相談窓口

- ・長崎労働局職業対策課
電話：095-801-0042
住所：長崎市万才町7-1 TBM 長崎ビル6階

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金に関する相談窓口

- ・学校等休業助成金・支援均等コールセンター
電話：0120-60-3999
受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

時間外労働等改善助成金（テレワークコース）に関する相談窓口

- ・テレワーク相談センター
電話：0120-91-6479
HP：<https://www.tw-sodan.jp/>

時間外労働等改善助成金（職場意識改善特例コース）に関する相談窓口

- ・長崎労働局雇用環境・均等室
電話：095-801-0050
住所：長崎市万才町7-1 TBM 長崎ビル3階

新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談窓口

【長崎県】

- ・長崎労働相談情報センター（長崎県雇用労働政策課内）
電話：0120-783-258、0120-783-369
住所：長崎市尾上町3-1 県庁行政棟5階

【長崎労働局】

- ・長崎労働局職業対策課
電話：095-801-0042
住所：長崎市万才町7-1 TBM 長崎ビル6階